

前図書館長地位確認等請求訴訟について

まず、町民の皆様大変ご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

原告が福智町嘱託職員であったことから、原告のプライバシーに配慮し、不必要に当訴訟に関する情報が拡散しないよう最大の配慮をしてみましたが、新聞報道やインターネットでは一方的な誤った情報が拡散され、当町にもたくさんの厳しいご意見をいただいております。

これ以上、一方的な誤った情報のみが拡散されることは、当町のイメージダウンや、当町職員の士気の低下を招く恐れがあること、そして何よりも福智町で暮している町民の皆様の尊厳を守れなくなると思い、「町民に愛される図書館づくり」をすすめていくためにもコメントを申し述べることにいたします。

今回の件につきましては、以下に申し述べるとおり、雇用条件を明示した上での契約に基づいたもので、福智町としても円滑な図書館運営のために苦渋の判断をした状況でございます。

今後も、町民の皆様にご納得いただける対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 募集時の要領には、任用期間について「平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日の 5 年間」と確かに記載していましたが、その後に雇用契約書をご本人と締結するにあたっては、雇用期間を「平成 27 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」としたうえで、「福智町が必要と認めた場合には継続雇用または契約更新する場合がある」と明記しており、それが雇用契約の内容となっていました。

又、下記の内容にあたる場合は、雇用期間中でも契約を解除することができる解約条項も盛り込んで、そのことを調印前にご本人に説明しておりました。

- ①業務の遂行に支障が生じる、又は福智町に重大な損害を生じる恐れがあるとき。
- ②雇用期間中に求められる成果が見られないと判断したとき。
- ③その他、甲が契約解除に値すると判断したとき。

2 そのような前提であったところ、ご本人については、ご本人の言動によって、開館前の準備段階より開館後に至るまで、さまざまな問題がおこっており、またご本人の言動の為に退職したり病氣療養をするスタッフが続いたため、そのような状態では、以降の図書館・歴史資料館運営に重大な支障が生じる恐れがあると判断し、更新はしないことといたしました。

3 町としては、雇用契約書の内容に従って対応し、又、ご本人に対しても出来る限りの配慮はしたと考えておりますので、訴訟の場で町としての立場をきちんと主張していきたいと考えています。

平成 30 年 10 月 1 日

福智町長 嶋野 勝